

(電子メール施行)
教教第2313号
令和元年10月11日

各 県 立 学 校 長 様

兵 庫 県 教 育 長

教職員の服務規律の確立について（通知）

このことについては、本年4月に通知を発出しているところですが、最近相次いで県立学校教員や県費負担教職員による児童生徒へのわいせつ事案、教員間のハラスメント事案や県内市立学校における複数の教員による同僚教員へのいじめ事案が発生しています。

教職員によるハラスメント行為は、児童生徒の尊厳を傷つけ、その後の成長に影響を及ぼす可能性があるほか、教職員間の信頼関係を崩壊させ、学校運営を困難な状況に陥らせかねません。さらには、学校だけでなく本県教育への信用信頼を大きく損ねることになります。

学校は、児童生徒の人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育の場であり、児童生徒の人格形成に大きな役割を担っている教職員には、高い倫理観と教育者としての意識を常に持って教育活動を展開していくことが期待されているところです。

については、学校長のリーダーシップのもと、改めて全ての教職員が襟を正し、児童生徒を指導する立場にあることを自覚しながら、教育に取り組むようお願いいたします。併せて、非違行為を許さない学校づくりにも全教職員が一丸となって取り組まれるようお願いいたします。